

○やむを得ない場合に係る地域密着型サービス利用の同意から指定までの手続きについて

1 旭川市以外の被保険者が、旭川市内の地域密着型サービス事業を利用しなければならない場合	
(1)	市内地域密着型サービス事業者 —————▶ 市外保険者（他市区町村，広域連合） 利用に伴う協議依頼
(2)	市外保険者（他市区町村，広域連合） —————▶ 旭川市（介護保険課） 同意依頼
(3)	旭川市（介護保険課） —————▶ 市外保険者（他市区町村，広域連合） 同意書若しくは不同意書
(4)	市外保険者（他市区町村，広域連合） —————▶ 市内地域密着型サービス事業者 同意若しくは不同意の連絡
(5)	市内地域密着型サービス事業者 （※同意が得られた場合） —————▶ 市外保険者（他市区町村，広域連合） 指定申請
(6)	市外保険者（他市区町村，広域連合） ※システム入力の上川総合振興局等 —————▶ 旭川市（介護保険課→指導監査課） 指定の通知 ※指導監査課がシステムに同意を入力